

サプライチェーン強靱化の取組の フォローアップと今後の見直しの方向性

2024年12月

特定重要物資の安定供給確保の取組の全体像について

- 物資所管大臣は、各特定重要物資の取組方針に基づき、企業からの供給確保計画を認定し支援する。
- **12**の特定重要物資につき、基金の総額**2兆1,830億円**。**123件**の供給確保計画を認定。

特定重要物資の主な支援措置 及び認定済計画数（計123件）

（令和6年12月23日時点）

抗菌性物質製剤（厚労）（2件認定） 原材料及び原薬の生産基盤強化、備蓄	肥料（農水）（12件認定） 備蓄	船舶の部品（国交）（11件認定） 生産基盤強化
<ul style="list-style-type: none"> ・βラクタム系抗菌薬 	<ul style="list-style-type: none"> ・りん酸アンモニウム ・塩化カリウム 	<ul style="list-style-type: none"> ・エンジン（2ストローク・4ストローク） ・クランクシャフト ・ソナー ・プロペラ
半導体（経産）（24件認定） 生産基盤強化、原料の供給基盤強化	蓄電池（経産）（32件認定） 生産基盤強化、技術開発	航空機の部品（経産）（14件認定） 生産基盤強化、研究開発等
<ul style="list-style-type: none"> ・従来型半導体 ・半導体製造装置（部素材含む） ・半導体部素材（部素材含む） ・半導体原料（黄リン、ヘリウム、希ガス、蛍石等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池 ・蓄電池製造装置 ・蓄電池部素材 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型鍛造品 ・CMC ・炭素繊維 ・鋳造品 ・SiC繊維 ・スポンジチタン
永久磁石（経産）（4件認定） 生産基盤強化、技術開発等	先端電子部品（経産）（2件認定） 生産基盤強化、研究開発	工作機械・産業用ロボット（経産）（5件認定） 生産基盤強化、研究開発
<ul style="list-style-type: none"> ・ネオジム磁石 ・サマリウムコバルト磁石 ・省レアアース磁石 	<ul style="list-style-type: none"> ・MLCC・フィルムコンデンサ ・SAWフィルター・BAWフィルター ・電子部品製造装置（部素材含む） ・電子部品部素材（部素材含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・CNC ・減速機 ・リニアガイド ・鋳物代替素材（ミネラルキャスト） ・サーボ機構 ・PLC ・リニアスケール ・CNCシステム ・ボールねじ
重要鉱物（経産）（5件認定） 探鉱、鉱山開発、精錬能力強化、技術開発	天然ガス（経産）（1件認定） 戦略的余剰液化天然ガスの確保	クラウドプログラム（経産）（11件認定） プログラム開発・開発に必要な利用環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・マンガン ・リチウム ・ガリウム ・ニッケル ・グラファイト ・ゲルマニウム ・コバルト ・レアアース ・ウラン 	<ul style="list-style-type: none"> ・天然ガス 	<ul style="list-style-type: none"> ・基盤クラウドプログラム ・高度な電子計算機

サプライチェーン強靱化の取組に関するPDCA

- サプライチェーン強靱化の取組においては、**重要な物資のサプライチェーンに関するリスク点検**を行いつつ、特定重要物資の指定や取組方針等の策定（Plan）、認定事業者に対する支援（Do）といった取組を進めてきた。
- 重要な物資のサプライチェーン強靱化を通じた経済安全保障を確保していくために、**不断のリスク点検**を行うとともに、**認定事業者による計画の実施状況についての報告（6月末）等**も踏まえ、**物資所管省庁とともに、これまでの取組のフォローアップを実施**（Check）し、これらを踏まえ、不断に**取組の見直し**（Action）を行っていく。

<リスク点検・フォローアップの進め方>

2024年3月末

物資所管省庁に対して**リスク点検の依頼**

- ✓ 国際情勢変化、目覚ましい技術革新による産業構造変化を踏まえ、**供給途絶等の懸念のある物資**や**現在政府として戦略的・重点的に社会実装に向けて取り組んでいる技術に関連する物資**を点検の対象とし、
- ✓ 物資毎の特性も踏まえ、特に**特定少数国への依存、外部による人為的な行為、技術・情報管理体制に起因するリスク**を中心に、**包括的に点検**

2024年6月末

認定事業者から物資所管大臣に対する**計画の実施状況についての報告**（法第12条）

- ✓ **内閣府・物資所管省庁において、各物資の取組方針において掲げられた目標に向けて、供給確保計画の認定や事業者における取組が順調に進捗しているのかを確認、外部依存度の低下など政策の効果を評価**

物資所管省庁と連携し、これまでの取組の効果を客観的に把握、整理するとともに、支援の在り方を検討し、**取組の見直し**（**特定重要物資の追加・解除、取組方針（取組の目標・政策手段）の見直し**など）につなげていく

サプライチェーン強靱化の取組のフォローアップについて

【認定計画全体のフォローアップ】

- 2024年10月末時点で、106件の供給確保計画を認定。特に「**抗菌性物質製剤**」、「**肥料**」、「**船舶の部品**」、「**クラウドプログラム**」は、**取組方針で定めた目標の達成に一定の目途**がついた。その他の物資についても順次、計画認定を実施し、総額約2.2兆円に対して1.3兆円の計画を既に認定済である。

【法第12条に基づく事業者報告を踏まえた進捗の分析】

- 2024年3月末時点での事業者報告(本年6月末までに各物資所管省庁に提出済)につき、内閣府及び物資所管省庁で整理・分析を実施した。
- 事業者報告の対象となる計画74件のうち**65件が順調に進捗**、**8件は認定時の計画よりも遅延**、**1件は計画継続が困難な見込み**であった。

	計画より前倒しで進捗	計画どおり進捗	一部遅延しているが、最終的に達成見込み	実施期間の見直しに伴い計画の遅延が生じている	最終的な達成の目途が立たず計画継続が困難	計
件数	3	62	7	1	1	74

⇒計画継続が困難となっている1件については、事業者より主務官庁に対して計画継続が困難である旨が報告がなされたことを踏まえ、経済安全保障推進法11条に基づき、計画認定を取り消す見込み。(なお当該計画について、補助金の支出実績はない)

【事業者報告等に基づく計画の進捗に影響を及ぼす要因の分析】

- ① <短期的事業環境関連> (突発的な事業環境の変化による影響)
例：為替変動による資材費高騰、取引先の廃業、市況の変化など
- ② <中長期的事業環境関連> (社会経済構造や国際情勢等の変化による影響)
例：外国の環境規制による事業の不確実性や対応コスト増加 (リサイクル資源義務化等)
- ③ <政策手段特有の問題> (研究開発の不確実性)
例：研究開発の成果は不確実であり、その後の量産化の遅延・見直しが生じ得る

取組方針における目標に対する進捗の詳細について① (2024年10月末時点)

※ 物資名下の数字は、10月末時点での認定件数、括弧内は事業者報告の対象となった計画数（内数）

物資名 (件数)※	進捗状況
抗菌性物質製剤 2(2)	2030年までにβラクタム系抗菌薬について、海外からの供給途絶時においても医療現場において必要な量を切れ目なく安定供給できる体制を整備することを取組の目標としている。βラクタム系抗菌薬について2030年までに国内生産体制及び原薬6ヶ月分を備蓄する体制を整備する供給確保計画を認定し、事業者における製造及び備蓄に係る取組は取組方針における目標を満たす計画を既に認定しており、おおむね順調に進捗。
肥料 10(7)	りん酸アンモニウム及び塩化カリウムについて2027年度までに年間需要量の3か月分を備蓄することを取組方針における目標としているところ、りん酸アンモニウムについては年間需要量の2.1か月、塩化カリウムについては3か月分の備蓄を達成する供給確保計画を認定し、取組方針における目標をおおむね満たす計画を既に認定しており、順調に進捗。
永久磁石 4(1)	2030年時点における国内需要量に応じて国内生産能力を増強し、リサイクルや代替磁石の開発等を通じてレアアースの外部依存度を低下させ、2030年までにリサイクル能力を2020年比で倍増させることを目標としている。事業者報告の対象である計画(研究開発系)1件については設備投資・開発が順調になされ、計画どおりの進捗。
工作機械・産業ロボット 5(5)	工作機械については2030年に2021年に比して1.6倍の約11万台/年の国内生産能力に、産業用ロボットについては2030年に2021年に比して1.7倍の約35万台/年の国内生産能力へ強化することを目標としている。この国内生産強化目標に対して、設備投資に一部で遅れ等が見られるものの、認定計画に基づく取組が概ね計画どおりに進められている。
航空機の部品 14(10)	増大する航空需要に対応すべく供給能力を確保するため、例えば、大型鍛造品については、2030年以降、日本を含めたグローバルサプライチェーンにおいて、全体の2割以上の供給能力を確保することを目標としているところ、これについては、既に必要な計画の認定がなされている。また、その他の物資についても順調に認定が進み設備投資等が実施されており、計画どおりの進捗。
半導体 18(18)	従来型半導体及び半導体部素材等の製造能力の強化等を目標としているところ、目標達成に向けて予定通り計画が進捗しているが、一部の計画については事業継続が困難となっており、計画認定を取り消す見込み。
蓄電池 27(15)	遅くとも2030年までに、蓄電池・材料の国内製造基盤150GWh/年の確立、2030年におけるグローバル市場での600GWh/年（グローバル市場の20%）の製造能力の確保、次世代電池市場の獲得等を目標としている。事業者報告の対象の15件について民間投資も含めて設備投資が順調に実施されており、計画どおりの進捗。

取組方針における目標に対する進捗の詳細について② (2024年10月末時点)

※ 物資名下の数字は、10月末時点での認定件数、括弧内は事業者報告の対象となった計画数（内数）

物資名 (件数)※	進捗状況
クラウドプログラム 11(5)	国内に事業基盤を有する事業者が基盤クラウドを持続的に提供できる体制を構築すべく、2027年度に国内におけるAI用の計算資源を60EFLOPS整備することを目標として設定している。これに対して、2023年度末時点でも順次5件の計画を認定している。さらに、2024年10月末時点では、 <u>目標を概ね満たす、57EFLOPS分の設備投資の計画を認定済みであり、順調に進捗。</u>
可燃性天然ガス 1(1)	戦略的な余剰のLNGを確保する目標としているところ、2023年12月から2024年2月までの3ヶ月間は1カーゴ/月のSBLを確保。2023年から当面は12月から2月の3ヶ月間は1カーゴ/月のSBLを確保・運用し、2020年代半ばから後半以降は長期契約に基づく1カーゴ/月のSBLを確保・運用する計画を認定しており、 <u>計画どおりの進捗。</u> 今後の第7次エネルギー基本計画の閣議決定などのエネルギー安全保障に関わる政府全体の動向も踏まえつつ、取組方針における目標の達成を進めていく。
重要鉱物 3(2)	国内の蓄電池、永久磁石の供給に必要となる需要量の確保の目標としており、蓄電池産業戦略(2022年8月31日/蓄電池産業戦略検討官民協議会)において示されている、2030年時点でリチウム約10万トン/年、ニッケル約9万トン/年、コバルト約2万トン/年、グラファイト約15万トン/年、マンガン約2万トン/年の確保をすることを目標としている。対象資源のリサイクル技術の開発、事業化調査ともにJOGMECにおける債務保証支援や出資事業等の取組も推進することで、 <u>目標全体では一定の取組がなされている。事業者報告対象の2件の計画についても計画通り進捗している。</u>
船舶の部品 11(8)	世界経済動向と新造船市場動向・変化に基づき予想される継続的な需要増に対応できる国内需要を満たすための十分な生産能力を確保する目標としているところ、設備投資を実施し、2023年度末時点で取組方針における目標を満たす生産体制を見込んだ計画を認定しており、 <u>順調に進捗。</u> (具体的目標) <ul style="list-style-type: none"> ・ 2ストロークエンジン : 2025年までに年産600万馬力分の安定生産体制の確保 ・ 4ストロークエンジン : 2026年までに年産1,100台分の安定生産体制の確保 ・ クランクシャフト : 2026年までに年産385本分の安定生産体制の確保 ・ ソナー : 2027年までに年産600台分の安定生産体制の確保 ・ プロペラ : 2027年までに年産650台分の安定生産体制の確保

第一回フォローアップを踏まえた今後の取組の見直しの方向性

【計画認定・執行管理等の各段階における見直しの方向性】

＜計画認定の改善＞

- 研究開発やパイロット事業の支援は、成果に一定の不確実性が有することを織り込み、例えば、**研究開発への支援と生産設備投資への支援とを二段階に分割**する、あるいは**研究開発の成功率を高めるため企業の高いレベルでのコミットメントを求める**等の工夫・改善も考えられる。

＜基金による柔軟な執行＞

- 短期・中長期の外的環境変化に柔軟に対応する必要がある。例えば、**単年度予算に比べて年度をまたいだ柔軟な執行が可能な基金事業の特性**を活かし、**前倒して進んでいる計画の投資を早めることや、遅延案件は最終的な目標達成時期に留意しつつ、投資を後倒す**等の執行が重要。

＜不断の見直しによる執行管理＞

- **案件の進捗を不断に見直し**、最終的な達成が困難な見込みの計画については、今後の進め方につき**早期に担当省庁と事業者が協議**することが重要。仮に認定取消せざるを得ない場合、取組方針の目標に影響が生じぬよう、代替計画の認定や他の政策の推進による補完も検討すべき。

＜省庁間連携の在り方＞

- また、今後も毎年のフォローアップを通じ、**優良な工夫・取組の政府内での共有**や、**分析を通じて生じた留意点などを踏まえた事業の改善**により、政策効果の最大化に取り組む。

【経済安全保障推進法に関する今後の点検スケジュールについて】

- 法律の附則第4条において、法律の施行後三年（令和7年8月）を目途として、法律の施行状況を踏まえた見直しを実施することとなっている。これも踏まえ、施策全体の見直しを進めている。

【内閣府における取組の見直しについて】

＜制度見直し＞

- 法第44条及び第45条に関連する法制度の更なる整備（本会議資料3）
- 各特定重要物資に関する取組方針の更なる改善（例：技術管理要件に係る追加措置）

＜政策効果の検証＞

- サプライチェーン強靱化の取組に関する定量的評価を含む政策評価

＜支援対象の見直し等＞

- 半導体・重要鉱物・永久磁石に関する支援対象の見直し（本会議資料2）
- サプライチェーンのリスク点検を通じた脆弱性の早期発見と各省庁と連携した新規課題への対応の検討